

和解の成立について

熊本地方裁判所平成25年（ワ）第480号介護給付費返還請求事件の判決を受け相手方が提起した介護給付費の不正受給に係る返還請求控訴事件について、福岡高等裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

宇城市松橋町南豊崎585番地

医療法人社団 本田会

理事長 本田 溥

2 事件名

令和元年（ネ）第720号 介護給付費返還等、介護給付費返還、不当利得返還請求控訴事件

3 原判決の主な内容

- (1) 相手方は、市に対し、727万1863円及びこれに対する平成23年9月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 市のその余の請求を棄却する。

4 主な請求内容

相手方は、原判決を取り消し、市の請求を棄却し、訴訟費用は第1審、第2審とも市の負担とする旨の判決を求める。

5 和解条項

- (1) 相手方は、市に対し、本件和解金として、519万4188円の支払義務があることを認め、これを令和2年12月14日限り、市指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- (2) 市は、その余の請求をいずれも放棄する。

- (3) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、1 審、2 審を通じて、各自の負担とする。

(提出理由)

熊本地方裁判所平成25年(ワ)第480号介護給付費返還請求事件の判決を受け相手方が提起した介護給付費の不正受給に係る返還請求控訴事件について、福岡高等裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。